

いつもあなたのそばに

民生委員・児童委員

5月12日は

民生委員・ 児童委員の日

大正6(1917)年5月12日に、民生委員制度のもとになる済世顧問制度を定めた岡山県済世顧問制度設置規定の公布日にちなみ、昭和52(1977)年に当時の全国民生委員児童委員協議会(現在は全国民生委員児童委員連合会)によって定められました。

民生委員法により、地域の推薦によって選ばれ、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の特別職の公務員という位置づけです。ボランティアとして、地域の誰もが安心して生活できるよう暮らしを見守り、支援する人です。さらに、市民と行政などを結ぶ「つなぐ」役割として、幅広く活動しています。

民生委員・ 児童委員とは？

地域には、子育てや介護の悩みを抱えている人や高齢者、障がいのある人など様々な人が暮らしています。少子化や核家族化によって地域のつながりが薄れる中、周囲に相談できず孤立してしまうケースが増えていきます。そこで、地域の身近な相談相手として、必要な支援を行うのが「民生委員・児童委員」の存在です。5月12日は「民生委員・児童委員の日」、12日～18日は「活動強化週間」です。市内には、問題を抱えている方々のよき相談相手として活動されている民生委員・児童委員の方が143名いらっしゃいます。生活の中で困ったことや不安なことがあった時、ぜひ、お近くの民生委員・児童委員の方に相談してみてください。